

◇住居表示制度とその必要性

社会生活では、従来の習わしから【地番】が住所の表示に用いられてきました。地番は、主な目的として徵税のために、土地の番号(地番)として明治時代初めに設けられました。その後、戸籍法の改正などにより私たちの住所の表示にも、地番が用いられるようになり現在に至っています。

しかし、都市化が進んだ地域では地番を住所として使うことで次のような問題が生じます。

● 地名や地番が入り組んでいると……

- 1) 火災や救急の時、現場への到着が遅れる場合があります。
- 2) 訪ねる人の住居を探し出すのに時間がかかります。
- 3) 郵便、荷物などの集荷業務で誤配や遅配のおこる場合があります。



● 地名や地番が入り組む原因……

- 1) 複雑な町界。
- 2) 順序よく付番されていない地番。
- 3) 同一地番内に建つ複数の家屋や、数筆の土地にまたがっている家屋。
- 4) 分筆・合筆による、枝番・欠番・飛番の発生。

住居表示は、こうした地番を用いている住所の混乱を解消するために生まれた全国的に統一された制度です。昭和37年5月、誰にでもわかりやすい住居の表示のための『住居表示に関する法律』が公布されました。町田市もこの法律に基づいて住みよい暮らしのために住居表示を進めています。

◇住居表示と地番（土地登記簿）

地番は土地に付けられた番号のことで、法務局に所管されている土地の登記簿に記載されています。一方、住居表示は建物の場所を表す番号ですが、登記上の建物番号とは全く異なります。

住居表示の実施された地域でも登記上では地番が表されるので、地番が消滅することはありません。

○不動産の表示（例）

不動産の表示は現在の町名が新しい町名になり、地番は変わりません。

(実施前) 町田市 山崎町字十三号 1 2 3 4 番
 町名 地番

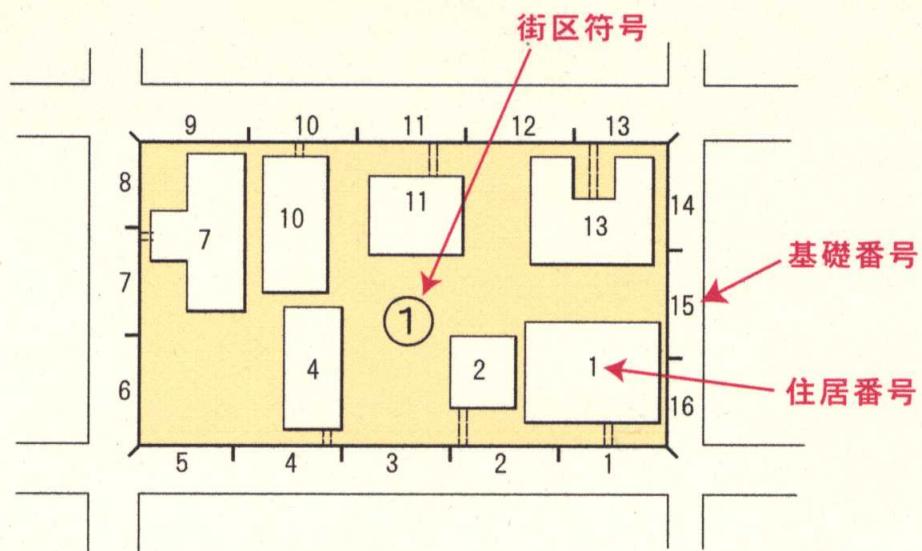


(実施後) 町田市 山崎一丁目 1 2 3 4 番
 新町名 地番

◇住居番号の定め方について

住居番号は、街区の周囲（道路等の境界線）に沿って、原則10mの間隔で区切り、右回りに一連の番号を付けます。この番号は住居番号の基礎となるので『基礎番号』とよびます。建物の主要な出入口に接する基礎番号がその建物の住居番号になります。

下にある図は街区のイメージ図です。街区のまわりについている番号が基礎番号です。住居番号は、主要な出入口の位置（下図では破線表示）で決まり、各住居に番号が設定されます。



◇新しい住所の表し方

住居表示の実施に伴って、以下のように表示が変わります。

○住所の表示（例）

住居や店舗等の建物に対して付番します。

（実施前）

町田市 山崎町 1 2 3 4 番地
 町名 地番



（実施後）

町田市 山崎一丁目 2 番 1 号 [一戸建ての場合]
 新町名 街区符号 住居番号

町田市 山崎一丁目 3 番 1-101 号
 新町名 街区符号 住居番号

[団地・マンションなどで
部屋番号を採用した場合]

○本籍の表示（例）

本籍の表示は現在の町名が新しい町名になり、番地は変わりません。

（実施前）

町田市 山崎町 1 2 3 4 番地
 町名 地番



（実施後）

町田市 山崎一丁目 1 2 3 4 番地
 新町名 地番

◇町名表示板、住居番号表示板の取付のお願い

住居表示実施後には街区ごとの電柱やフェンスなどに【街区表示板】を市役所が取り付けます。

一方、皆様には【町名表示板】と【住居番号表示板】を配布いたします。これらの表示板を各建物の玄関や、門柱などの見やすいところに取り付けていただくことにより、建物の位置がわかりやすくなりますので、設置についてのご協力をお願いいたします。

